

2017年8月

## 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領の一部改訂 ～元代表取締役社長等である相談役・顧問等に関する開示～

弁護士 増田 健一 / 同 行村 洋一郎

株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)は、2017年8月2日、相談役・顧問等に関する開示について、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(以下「CG報告書」という。)の様式及び記載要領の一部改訂(以下「本改訂」という。)を行うことを通知した。以下、本改訂内容について、簡単に説明する。

本改訂は、本年3月に経済産業省により策定された「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針(CGSガイドライン)」(経済産業省 平成29年3月31日)(以下「CGSガイドライン」という。)の提言内容等を踏まえ、行われたものである。

CGSガイドラインは、相談役・顧問が現に在任している企業が6割程度にのぼるというアンケート調査結果をもとに、相談役・顧問としての財界活動への取り組み、顧客との関係維持、社会活動や公益的職務などへの取り組みが会社の利益になっている場合もある一方で、現役の経営陣への不当な影響力の行使、相談役・顧問の意向に対する過度の配慮、役割・処遇の不透明性といった課題もあることを指摘している。その上で、相談役・顧問に対して具体的に期待する役割及び当該役割に見合った処遇の設定、これらの決定への社外取締役等の関与による客観性の確保とともに、外部への情報提供を通じて投資家等から理解を得ることを提言している。そこで、本改訂は、代表取締役社長等を退任した者が会社の相談役・顧問等に就任するなどして会社と一定の関係を継続することがある中で、これが一律に良い・悪いということではないことを前提に、コーポレート・ガバナンスの透明性向上の観点から、CG報告書において当該者と会社との関係を自主的に開示することを促すものである。

本改訂でCG報告書における記載の対象となるのは、社長、CEO等上場会社の経営トップであった者が取締役ではない相談役・顧問等の何らかの役職に就任している場合のみである。本改訂後の様式及び記載要領を用いたCG報告書は2018年1月1日以後提出が可能となるが、同日以後に最初に到来する定時株主総会後にCG報告書を更新する際に、該当事項を記載するかを検討すればよいとされている。該当事項がある場合、すなわち社長、CEO等上場会社の経営トップであった者が取締役ではない相談役・顧問等の何らかの役職に就任している場合であっても、開示するか否かは各社の判断に委ねられている。東証は、CGSガイドラインの提言内容等を踏まえ各社において検討するよう求めているだけであるが、自社の相談役・顧問制度の適正性を疑われないためには開示する方向で検討することが實際上求められるように思われる。

本改訂により、「代表取締役社長等を退任した者の状況」という表題の下で想定されている個別の開示事項は以下の通りである。上記のとおり、当該表題事項をそもそも開示するか否かは各社の判断に委ねられており、また、開示するとした場合にも個別の開示事項についてどの程度何を開示するかは、各社の判断に委ねられている。特に「2. その他の事項」は自由記載欄とされている。各項目の記載内容・記載例については、記載要領及び Q&A において東証の考え方が示されており、以下、留意事項を簡単に纏める。

項目	留意事項
1. 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等	
①氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 名称の如何を問わず、上場会社の経営トップであった者が対象(元 CEO や元代表取締役社長を含む)</li> <li>● 現在も取締役である者は対象外</li> </ul>
②役職・地位	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談役・顧問など何らかの役職に就任している又は何らかの会社と関係する地位にある場合が対象</li> </ul>
③業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社内で経営に関わっている場合や、社外活動(公職等)に会社を代表して参加している場合は、それらの内容を記載することが考えられる</li> <li>● 単に役職名の肩書きの使用を許諾しているのみの者については、業務内容や勤務実態が無い旨の説明を記載することが考えられる</li> </ul>
④勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬有無等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 常勤・非常勤の記載のみでなく、「週●日勤務」、「不定期」といった勤務実態を表す表現も考えられる</li> <li>● 報酬については、給与、顧問料など費目の名称を問わない</li> </ul>
⑤社長等退任日	—
⑥任期	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 任期の開始日・終了日を具体的に記載することや、任期の期間を記載することが考えられる</li> <li>● 任期の定めがない場合はその旨を記載することが考えられる</li> </ul>
⑦元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	—
2. その他の事項	
	自由記載欄。東証が示す記載例は以下の通り <ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談役・顧問などの存廃に係る状況</li> <li>● 相談役・顧問等に関する社内規程の制定改廃や任命に際しての、取締役会や指名・報酬委員会の関与の有無</li> <li>● 相談役・顧問等の報酬総額、など</li> </ul>

なお、相談役・顧問等各人の個別の報酬額を開示することまでは明示的には求められていない。実際の記載内容は各社の実態に応じて異なり、CGS ガイドラインの提言内容等を踏まえて具体的な内容を検討する必要がある。このような検討をすることをきっかけとして、各社において相談役・顧問制度のありようを確認することが期待されると思われる。

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 増田 健一([kenichi.masuda@amt-law.com](mailto:kenichi.masuda@amt-law.com))  
弁護士 行村 洋一郎([yoichiro.yukimura@amt-law.com](mailto:yoichiro.yukimura@amt-law.com))
  - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[ctg-newsletter@amt-law.com](mailto:ctg-newsletter@amt-law.com)までご連絡下さいますようお願いいたします。
  - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins1.html>にてご覧いただけます。